

規 則

埼玉県地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第三十二号

埼玉県地方独立行政法人評価委員会規則の一部を改正する規則

埼玉県地方独立行政法人評価委員会規則（平成二十一年埼玉県規則第六十四号）

の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会規則

第一条中「埼玉県地方独立行政法人評価委員会」を「埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会」に改める。

第八条第二項中「署名しなければ」を「署名し、又は記名押印しなければ」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。